

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

令和 3 年 4 月 1 日から、常勤雇用する労働者数が 301 人以上の企業において、正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されました。

中途採用比率の公表は、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的としています。

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
正規雇用労働者の中途採用比率	37%	54%	67%	55%	51%

公表日:2025 年 4 月 1 日